

お客様各位

平成29年10月1日

秋晴れのすがすがしい毎日が続くこの頃、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～ビットコイン課税関係の整理
3. コラム～地域創生について

1. 今月の事務

今月の事務関係では、社会保険の標準報酬及び保険料率の切替えと、労働保険の概算保険料第2期分納付があります。

7月に提出した「報酬月額算定基礎届」に基づく定時決定により、9月分の健康保険・厚生年金保険の標準報酬が切り替わっています。また、10月からの一般被保険者の厚生年金保険料率は18.3%（改定前は18.182%）に引き上げられています。いずれも、10月に支給する給与から徴収開始されます。

そして、労働保険の概算保険料は一括納付が原則ですが、年度更新の際に「延納」の申請をすることにより、3期に分割して納付することができます。この「延納」を申請した場合の労働保険料第2期分の納付期限は10月31日です。所轄の労働局から納付書が送られてきますので、内容を確認し、期日までに納付しましょう。

そして、10月は最低賃金の引上げがあります。兵庫県内の最低賃金は、従前の時間給819円から10月1日からは844円に引上げられます。この最低賃金は、原則として、事業場で使用される正社員、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。なお、鉄鋼業や自動車小売業など特定の9業種については、『特定(産業別)最低賃金』が設定されておりますので、ご注意ください。

労働基準監督署の調査で、最低賃金を下回っていることが指摘されると、最低賃金法違反として50万円以下の罰金が課せられます。

2. 税制解説～ビットコイン課税関係の整理

銀行送金よりも手数料が大幅に割安となることから、取引量が増えてきた仮想通貨ビットコインが8月1日に分裂し、新しい通貨「ビットコインキャッシュ（BCC）」が誕生して、現在は新旧2つの規格が並立する状態になっています。

この分裂騒ぎの際に、ビットコイン相場に大きな値動きが生じて、一時は分裂直前の倍近い値段が付いた日もあります。

その相場変動などの課税関係に関して、国税庁は原則として雑所得に区分されることを公表しました。

ビットコインを使用することによる利益として、トレードによりビットコインを日本円等に換金した場合の値上がり益だけでなく、ビットコインを決済手段として資産を購入（交換）等した場合にもビットコインの取得時点と決済時点値上がり分が課税対象となります。

逆に、損失が出た場合ですが、総合課税の雑所得であるため、損失分を他の所得と相殺する損益通算に制限が掛けられ、同じ雑所得であるビットコイン同士の損益や公的年金等としか相殺出来ず、FX（外国為替証拠金取引）や株式などの分離課税の雑所得との相殺は出来ません。

今年の確定申告で、ビットコインの値上がり益の課税は避けるには、日本円や外貨など通貨に換金せずに、直接FX取引へ投入出来れば可能なのでしょうか。

3. コラム～地域創生について

少子高齢化の進展に伴う人口減少を食い止め、東京一極集中の是正等の構造的な課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を構築していくため、各県では地域創生戦略を策定し、地域創生に向けた取組を推進しています。

兵庫県においては、平成27年度から開始した兵庫県地域創生戦略で、5年間の計画期間における目標として、「人口対策」と「地域の元気づくり」が挙げられています。

「人口対策」は、自然増対策として、出生数を平成27年度～31年度で22万人（4.4万人/年）の維持を、社会増対策として、人材流入増加（流出抑制）数として、同年度間25,700人（若者のしごと創出：22,500人、ファミリー層の転入：2,000人、壮年層の転入：1,200人）を目指しています。

次に、「地域の元気づくり」とは、具体的には東京一極集中の是正を目的とし、県内総生産(GDP)は国を上回る成長率を維持し、県民総所得(GNI)に占める海外等からの所得の比率を高めるとしています。

この大きな目標実現のための具体策として、兵庫県の多様なポテンシャルや多様な地域特性など“兵庫の強み”を活かし、全県一律ではなく各地域の個性に応じた重点的な施策展開が示されています。

各地域として、①大都市圏、②大都市に連担する準大都市圏、③単独で成立する地方都市圏、④多自然地域圏の4つに分類され、各地域に重点的な取組方向が示されています。

経営資源の限られる中小企業者が、単独で業務拡大や経営革新を図るより、行政の支援を得ることで、販路拡大という営業面だけでなく、中小企業庁からの補助金や融資優遇など財務面でのメリットも大きく、是非活用すべきです。

事業を営む地域の重点施策に合うような事業に取り組んでいくことになるでしょう。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>